

特定技能制度の対象分野に 「木材産業」が追加されます

特定技能制度は、深刻な人材不足の状況に対応するため、
一定の専門性を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。
木材産業分野では在留資格「特定技能1号」での受入が可能※となります。

※今後、省令の改正等を行った後に受入開始となる予定です。

在留資格「特定技能1号」のポイント

●受入可能な産業分野

16分野

〔 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、宿泊、
自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、林業、木材産業 〕

●在留期間

通算で上限5年まで（指定された期間での更新が必要）

●受け入れる外国人の技能水準・日本語能力水準

技能水準：相当程度の知識・技能を有することを試験で確認

日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験で確認

●家族の帯同

基本的に認められない

●外国人への支援の実施

受入企業等による生活上の支援義務あり

木材産業分野における制度運用のポイント

※生産性向上や国内人材の確保に取り組んでも、
なお不足すると見込まれる労働力として設定

全国的な
受入れ見込数

最大 5,000人※（令和10年度までの上限）

外国人が
従事する業務

製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

制度の運用に当たっては、木材産業分野の特有の事情を踏まえて告示等により追加要件を設定する予定です。

就労開始までの流れ（イメージ）

・新たに来日する外国人
・日本に在留する留学生
・1年間の技能実習を
修了した外国人技能実習生 等

・日本で3年間の技能実習※を
修了した外国人技能実習生
※「木材加工職種・機械製材作業」以外
・別の分野で就労中の
特定技能外国人

日本で3年間の技能実習
「木材加工職種・機械製材作業」
を修了した外国人技能実習生

日本語試験に合格

日本語試験は免除

技能試験・日本語試験
ともに免除

木材産業特定技能1号測定試験※に合格

※試験の詳細は、今後決まり次第お知らせします。

雇用主と本人との雇用契約締結

在留資格認定証明書交付申請 又は 在留資格変更申請

特定技能外国人として就労開始

受入企業（雇用主）に求められること

① 協議会への加入



林野庁が設置する
「木材産業特定技能協議会」
に加入する必要があります。
(受け入れる事業所単位での加入)

② 10の支援の実施



職業・社会・日常生活上の支援
を行う計画を作成し、
実施する必要があります。
(登録支援機関への委託も可能)

③ 法令遵守・各種届出



労働、社会保険、安全衛生等に
関する法令を遵守してください。
また、入管庁への定期的な届出
があります。

木材産業分野における外国人材の受入れに関する最新の情報は、
ホームページで御確認ください。

(お問い合わせ先) 林野庁木材産業課生産加工班 TEL:03-6744-2290

